

志木市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年2月

志木市

目次

はじめに.....	2
第1部 総論.....	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本的方針.....	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	11
第1章 実施体制.....	12
第1節 準備期.....	12
第2節 初動期.....	12
第3節 対応期.....	13
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	16
第1節 準備期.....	16
第2節 初動期.....	17
第3節 対応期.....	19
第3章 まん延防止.....	22
第1節 準備期.....	22
第2節 初動期.....	22
第3節 対応期.....	23
第4章 ワクチン.....	27
第1節 準備期.....	27
第2節 初動期.....	33
第3節 対応期.....	35
第5章 保健.....	38
第1節 準備期.....	38
第2節 初動期.....	39
第3節 対応期.....	40
第6章 物資.....	42
第1節 準備期.....	42
第2節 初動期.....	42
第3節 対応期.....	43
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保.....	44
第1節 準備期.....	44
第2節 初動期.....	45
第3節 対応期.....	46
【別表1】 特定接種の対象となり得る業種・職務について.....	49
用語集（五十音順に掲載）.....	56

はじめに

1. 感染症危機管理をめぐる社会環境の変化

近年、国際化の進展や地球規模の開発による都市化の加速、交通網の発展等により人や物の移動が活発化し、感染症が国境を越えて急速に拡大するリスクが高まっている。世界のどこかで未知の感染症が発生した場合、その影響が広範囲かつ深刻なものとなり得ることが、世界的に認識されつつある。

過去には、重症急性呼吸器症候群（SARS）やエボラ出血熱など、新種感染症の国際的な感染拡大が発生したほか、令和元年12月、中国で原因不明の肺炎による集団感染が発生し、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的な大流行（パンデミック）となったことは記憶に新しい。これにより、各国・各地域において早急な感染症対策の強化と危機管理体制の整備が求められている。

感染症の発生時期や規模を事前に予測することは困難であり、平時からの備えが極めて重要である。特に、病原体が人獣共通感染症である可能性もあることから、人、動物、環境といった複数の分野が連携して対策を講じる「ワンヘルス」の視点が重要である。

また、既存の感染症であっても、薬剤耐性（AMR）の進行により従来の治療法が無効となることも想定されるため、未来の脅威に備え、日常の感染対策を着実に進めることが、感染拡大のリスクを軽減するために不可欠である。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の策定

新型インフルエンザは、毎年流行するインフルエンザウイルスの抗原性とは大きく異なる新しい型のウイルスが、およそ10年から40年の周期で発生すると言われており、免疫を獲得していないほとんどの人が罹患し、パンデミックによる大きな健康被害と社会的影響が生じることが危惧されている。

平成21年に流行した新型インフルエンザ（H1N1）に対して、既存の感染症法や制度では不十分だった経験をふまえ、国は、新興感染症の発生に備えるための法的枠組みとして「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号 以下「特措法」という。）を制定した。この法律は、新型のインフルエンザ等による国民の生命及び健康に重大な被害を与える事態に対し、国や地方公共団体、医療機関、関係事業者等が一体となって迅速かつ的確な対策を実施するための体制及び措置を定め、被害の最小化と社会の安定を図ることを目的としたものである。特措法は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号 以下「感染症法」という。）による医療的措置や公衆衛生対応と特措法による社会的措置や市民行動の要請は、相互に補完されるものである。

なお、特措法の対象とする「新型インフルエンザ等」は、多くの国民が免疫を持たず、感染が急速に全国へ拡大し、かつ重篤な健康被害をもたらす可能性が高い疾病

であり、次のいずれかに該当するものと定義している。

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症のうち、重篤な症状が見込まれ急速かつ広範な感染拡大が懸念されるもの
- ・ 新感染症（全国的にまん延し、重大な社会的影響をもたらす可能性がある未知の感染症）

3. 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命・健康の保護や社会機能の維持を図るためには、あらかじめ行動計画を策定し、国・都道府県・市町村が連携して迅速かつ的確な対応をとることが必要不可欠である。

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等の発生を想定し、対策の基本方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県・市町村の役割、対策実施の段階的進行等について、体系的に整理したものである。また、新型インフルエンザ以外の新興感染症や将来出現が懸念されている呼吸器感染症なども念頭に置き、さまざまな事態にも柔軟に対応できるよう、選択肢と判断基準が示されている。

また、各都道府県も特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に準じた独自の新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。埼玉県（以下、「県」という。）においては、平成26年1月に「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。県行動計画では、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針や、県が行う措置等を示しているほか、市町村が行動計画を策定する際の基準となる事項を定めている。

また、令和6年7月に国が政府行動計画を抜本的に見直し、令和7年1月には県行動計画も同様に改定された。

以上のような国及び県の動きをふまえ、特措法第8条の規定により市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画との整合性を図りつつ、今後感染症の発生に備える策を講じるため、これまでの志木市新型インフルエンザ等対策行動計画を廃止し、新たに志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定するものである。

なお、市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を明示している。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見、新型インフルエンザ等対策についての検証等から、国及び県の行動計画が見直された場合には、必要に応じ、適宜に市行動計画の改定を行うこととする。

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本的方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県、本市への侵入も避けられないと考えられる。

新型インフルエンザ等の感染症が万一発生した場合、その拡大は急速であり、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減すること、及び医療提供体制を強化することにより、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにし、患者が適切な医療を受けられるようにする。

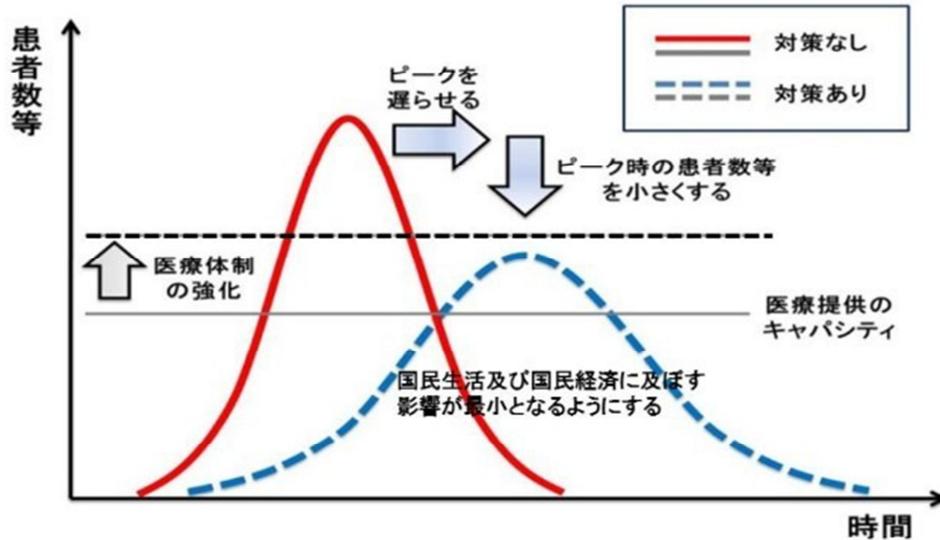
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市内の経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 感染拡大防止と経済活動のバランスをふまえた感染対策を行うことで、欠勤者（罹患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。

イ 業務継続計画（BCP）の策定や実施等により、医療提供の業務や市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



1 対策の基本的な考え方

市の新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方は、県行動計画に基づく方針をふまえ、市の実情に応じた体制の整備と実効性のある対策の推進を図るものである。

県行動計画では、国の政府行動計画に基づき、県民の生命・健康の保護を最優先に、感染拡大防止と社会機能の維持を両立させることを基本目標としている。また、感染症の特性に応じた段階的かつ柔軟な対応、医療提供体制の確保、円滑なワクチン・医薬品等の供給、そして関係機関との連携強化を重要な柱としている。さらに、平時からの備えとして、市民への啓発や訓練の実施、多様な分野での連携（ワンヘルスの推進）、薬剤耐性（AMR）対策の必要性にも言及している。

市としても、これらの基本的な考え方をふまえ、地域の実情や医療資源の状況を考慮し、市民の生命・健康を守ることを最優先としつつ、地域社会の安定確保を図ることを基本目標とする。具体的には、感染拡大の抑制、重症化の予防、医療提供体制の確保、円滑なワクチン接種・治療体制の整備、市民への情報提供と協力要請、関係機関との連携強化、業務継続計画の推進などを柱とし、総合的かつ実効性のある対策を進める。

また、未知の感染症や新たな感染症危機にも備え、平時からの体制整備や人材育成、関係機関との連携強化、市民への啓発活動等を通じて、持続可能な感染症危機管理体制の確立に努める。

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国及び県が示す方針等に基づき、感染症の特性や感染の拡大状況に応じて、段階的かつ柔軟な対応を講じることとす

る。具体的には、以下のような基本的対応を時期ごとに整理し、市の体制整備及び関係機関との連携を図りながら、迅速かつ的確な対策を推進する。

○準備期

国及び県からの情報収集に努め、市民への注意喚起や情報提供を行うとともに、感染症危機管理のための庁内体制を整備し、関係機関との情報共有体制を確立する。

○初動期

感染の国内発生を確認した場合は、国及び県の指示に基づき、市民への適切な情報提供と予防行動の周知を図るとともに、医療機関や関係機関との連携を強化し、初動対応の準備を進める。

○対応期

市内で感染が確認された場合には、感染拡大防止のため、外出自粛の要請、学校や施設の使用制限等、社会機能の維持と感染抑制の両立を図る措置を検討し、市民の理解と協力を得ながら対応を実施する。感染状況の収束がみられた場合には、対策の段階的な解除を検討するとともに、市民生活や地域経済の再建を図るための支援策や啓発活動を実施し、次なる感染症危機への備えとして関係機関と連携した振り返りと課題整理を行う。

2 実施上の留意点

市における新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、感染症の特性や社会的影響を十分に考慮し、次の事項に留意しながら国及び県と連携を図りつつ、的確かつ実効性のある対応を推進するものとする。

(1) 平時の備えの重要性

平時からの備えとして、計画の見直しや訓練の実施、関係機関との情報共有体制の強化、物資や医療資源の確保、市民への啓発活動などを通じ、緊急時に迅速な対応が可能となる体制を整備する。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランス

感染拡大の防止を最優先としつつ、市民生活や地域経済活動への影響を最小限に抑えるよう配慮し、柔軟かつ段階的な対応を心がける。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、市民一人ひとりの人権を尊重し、自由や権利を不当に制限することがないように配慮する。特に、感染者やその

家族、医療従事者等への差別や偏見、誹謗中傷が発生しないよう、正確な情報発信を行うとともに、地域社会で支え合う意識の醸成に努める。また、市民に最も近い行政機関として、個人情報の適正な取扱いとプライバシー保護に十分留意し、安心して支援を受けられる環境づくりに努める。

(4) リスクコミュニケーションの推進

感染状況や対策内容についての正確な情報を迅速かつ、わかりやすく発信し、市民の理解と協力を得るとともに、根拠のない不安や偏見の発生を防ぐため、積極的な広報と啓発に努める。

(5) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備え、さまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(6) 関係機関相互の連携協力の確保

志木市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

市対策本部長である市長は、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、新型インフルエンザ等政府対策本部長による緊急事態宣言に備え、平時の段階から県及び隣接市と連携を図り、必要事項について調整を行う。

(7) 高齢者・障がい者等、社会的に脆弱な立場にある人への配慮

高齢者、基礎疾患のある方、妊産婦、障がい者、子どもなど、感染症の影響を受けやすい人々への情報提供や医療・生活支援を充実させ、社会全体で支える体制の構築を図る。

(8) 感染症危機下での迅速な対応

緊急事態下では、感染拡大のスピードに対応できるよう、感染状況の把握、検査体制の整備、医療提供体制の確保、治療薬の供給、ワクチンの接種などに迅速に対応できる体制を整備し、国・県と連携して機動的に対応を行う。

(9) デジタル技術の活用

感染症対策の実施に当たっては DX の推進を図り、情報収集・共有・分析、患

者の健康管理や接触者の追跡、ワクチン接種の円滑化、物資の確保等の分野で効果的かつ迅速な対応を図る。

(10) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

3 役割分担

本市における新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、国、県及び市の各役割を明確にし、相互に連携しながら対策を進めることが不可欠である。それぞれの役割は次のとおりである。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等の発生時において、全国的な感染症対策の基本方針を策定し、法令や制度、財政支援を含む必要な措置を講じる責務を有する。具体的には、感染症の発生状況や流行予測、ワクチンや医薬品の確保・配分等に関する情報を都道府県・市町村に提供し、必要に応じて専門家の派遣や医療資源の確保などの支援を行う。

また、感染症の調査・研究の推進に努め、国際機関や諸外国との連携を確保し、国際的な感染症対策の強化を図る。

さらに感染症対策の実施に当たっては、基本的人権の尊重を確保しつつ、国民の生命及び健康を保護するため、必要な法的措置や財政的支援を講じる。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく実施主体としての役割を担い、国の対処方針や政府行動計画に基づき、県内における感染症対策の基本方針を策定し、広域的な調整機能を果たす。

具体的には、県内の感染状況を把握・分析し、国からの情報を速やかに市町村や関係機関に提供するとともに、感染拡大の状況や医療提供体制のひっ迫状況等を総合的に勘案し、必要な対策を迅速に決定・実施する責務を負う。

また、医療資源の確保や病床の調整、ワクチン・治療薬の供給調整等、医療提供体制の整備を広域的に調整するとともに、感染症対策に関する技術的助言や資材の配布など、市町村に対する支援を行う。

さらに、感染症の特性に応じた段階的な対応を進めるため、必要に応じて県独自の方針や通知を発出し、広域的な視点での総合的な対策を推進する。

平時から国の動向をふまえた県行動計画の見直しや研修・訓練の実施、市町村

との連絡体制の強化を進め、感染症危機への備えを確実なものとする役割を担う。国の対処方針に基づき、県内の感染症対策の基本方針を策定し、広域調整機能を担う。

感染状況の把握・分析、県内の医療提供体制の確保、ワクチン・医薬品等の供給調整や、市町村に対する技術的助言や情報提供、必要な支援を行う。

(3) 保健所の役割

保健所は、感染症法及び特措法に基づく専門機関として、地域の感染症対策の要として重要な役割を担う。特に本市を管轄する朝霞保健所は、管内の6市1町における感染症発生動向の把握及び陽性者数の集計等を実施し、県へ報告を行う。

また、管内医療機関等との連絡調整、検査体制の確保、医療提供体制の調整等を行うとともに、専門機関としての知見を活かし、地域の実情に即した助言や支援を行う。(6市1町とは、志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町をいう。)

(4) 市の役割

市は、市民に最も身近な行政機関として、新型インフルエンザ等の対策において中心的な役割を担う。具体的には、市民に対するワクチンの接種や生活支援を行い、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に対しても的確に対応することが求められる。国及び県の方針をふまえ、市の現状に即した対策を策定・実施するとともに、近隣の市町村とも緊密な連携を図る。

また、感染症の発生時には、迅速に体制を整え、感染拡大の防止、医療提供体制の維持、市民生活の安定確保に努めるほか、市民へ正確な情報提供や相談対応を実施する。

さらに、平時からの啓発活動、研修、訓練等を通じて、感染症対策の実効性の向上を図る。

(5) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、地域の感染拡大阻止の中心的役割として、発熱外来の設置、運営、診断や治療の実施、入院医療の提供を実施し、感染症発生状況の報告等を担う。

また、感染症患者の受け入れに当たっては、医療従事者の安全確保や院内感染防止に最大限配慮しつつ、地域の医療提供体制の維持に努める。県や市の要請に応じ、感染症対策に必要な協力を行うとともに、他の医療機関や関係機関との連携を図りながら対応にあたる。

(6) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(7) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する指定接種の対象となる医療の提供の業務、または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、医薬品・医療資材・生活必需品等の供給体制の一翼を担う事業者として、感染症対策に必要な物資の優先供給や備蓄物資の確保に協力する。また、緊急時には、市や関係機関の要請に応じ、迅速かつ円滑な物資の調達・配送を行い、感染症対策の円滑な実施に貢献する。

(8) 一般事業者の役割

一般事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業所における感染症対策を行うことが求められる。感染症発生時には従業員の健康管理、感染防止対策を徹底するとともに、市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある場合には、必要に応じてテレワークや時差出勤等を実施するほか、一部の事業を縮小することも検討する。

(9) 市民の役割

市民は、平時から感染症の正しい知識を持ち、予防行動（手洗い、咳エチケット、マスクの着用、ワクチン接種等）を実践するとともに、感染症発生時には市からの情報提供や要請に基づき、外出自粛や感染拡大防止策に協力する。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう心がける。

誤った情報に惑わされず、冷静な行動を心がけるとともに、感染者や医療従事者等への差別や偏見の防止に努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市内の経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものとし、その目標と活動を7項目に分けて立案する。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

時期別・項目別の主な対応一覧

章	項目	準備期	初動期	対応期 (～収束)
		国内外を含め、感染症が発生していない時期	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合	発生した直後の時期から流行が収束した時期まで
1	実施体制	発生に備えた実践的訓練の実施	国による新型インフルエンザ等発生公表 国の緊急事態宣言による市対策本部の設置	市対策本部の廃止
2	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション		市民への情報提供・共有 偏見差別や偽・誤情報への対応 双方向のコミュニケーションの実施	
3	まん延防止		基本的な感染症対策の実施(手洗いの慣行、マスク着用等) 外出制限、施設利用制限の要請等 事業者、学校等へのまん延防止要請	
4	ワクチン	ワクチン供給体制の整備 接種体制(特定・臨時)の整備	接種体制(場所・人員等)の構築 ワクチン接種(特定・臨時)の実施 DXの推進	
5	保健	関係機関等との連携体制の強化 業務体制(人材等)の整備	相談対応 健康観察及び生活支援の実施	
6	物資		感染症対策物資備蓄状況の把握及び確認	物資の継続的な確保
7	市民生活及び地域経済の安定の確保		感染症発生時の事業継続に向けた準備の要請	市民生活の安定を図る対応 地域経済活動の安定を図る対応

第1章 実施体制

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が海外や国内で発生、または発生の疑いがある場合には、国及び県と連携しながら、感染拡大の防止と円滑な対応体制の構築を図ることが求められる。市においても平時から以下のとおり準備を進めることで、発生時における迅速かつ的確な対応につなげる。

1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容をふまえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、政府行動計画及び県行動計画の改定内容や、最新の科学的知見、過去の感染症対応から得られた教訓をふまえて、市行動計画を策定（改定）する。策定（改定）する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者やその他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定（改定）する。
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の研修等を行う。

1-3 国及び県、関係機関との連携の強化

市は、国及び県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時より情報共有、連携体制の確認、訓練を実施するとともに、業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生、または発生の疑いがある場合には、国

及び県の動向を注視し、適切な情報の収集に努めるとともに、準備期における検討事項に基づき、初動対応における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

市は、国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部等を設置した場合は、必要に応じて会議を開催し、情報の収集、伝達及び事前準備を行い、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を始める。また、政府対策本部長が緊急事態宣言を発出した場合には、直ちに市対策本部を設置する。

また、市は必要に応じて、第1節（準備期）1-2をふまえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的に対策を実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、病原体の性状や感染状況に応じて、国内で新型インフルエンザ等が確認された場合には、国及び県の対応方針をふまえ、市として感染拡大の防止や、重傷者の発生抑制、医療提供体制の維持を図るため、対策を柔軟に展開し、社会機能の維持と市民生活への影響の最小化を目指す。

3-1 基本となる実施体制のあり方

市対策本部設置後においては、以下の実施体制を構築する。

なお、志木市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下、「市対策本部条例」という。）に基づき、必要な対策等を実施するため、迅速に必要な人員体制を確保する。

【組織】

ア. 志木市新型インフルエンザ等対策本部

市対策本部条例に基づき、市長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。

市対策本部の組織は、市対策本部条例第2条に基づいて本部員を置き、業務を分担して新型インフルエンザ等対策にあたる。

志木市新型インフルエンザ等対策本部

本部長：市長
副本部長：副市長

志木市教育委員会
の教育長

埼玉県南西部消防局
の消防局長又はその
指名する消防吏員

市長が市の職員の
うちから任命する

イ. 対策推進会議

市対策本部による対策の決定や、専門家による専門的検討等を円滑に行うため、迅速な情報共有や、対策案の検討等を行うための体制として設置し、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、特別措置を要請すると判断した場合、他の市町村または県へ応援を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部長は、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する調整を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に実施するためには、市民、県や近隣市、医療機関、関係機関、事業者等がリスク情報とその見方を共有し、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠に基づいた情報をもとに判断・行動ができるよう、平時から感染症に対する普及啓発、必要な情報提供を行い、感染症に対するリテラシーを高める。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1 市における情報提供・共有

市は新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおける経験と取組を風化させることがないよう、平時から国及び県と連携し感染症に関する基本的な情報や感染対策、感染症の発生状況の情報や発生時にとるべき行動とその対策について、市民に対して正確でわかりやすい情報を提供するため、情報伝達手段の多様化（防災行政無線、広報紙、市ホームページ、SNS等）や、情報伝達手段の信頼性・正確性の確保にも配慮する。その際、地域の特性をふまえ、高齢者、障がい者、日本語に不慣れな外国人等、特別な配慮を必要とする方にも情報が確実に届くよう、手段や様式について検討しておく。

さらに、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は集団感染が発生しやすく重症化するリスクが高いことから、市は教育委員会や関係部局と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。学校においては、児童生徒に対してわかりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

新型コロナウイルス感染症の初動時には、感染者の特定についての問合せが市に寄せられ、医療従事者とその家族が偏見・差別的な扱いを受けた事例が見られた。こうした行為は、すべての市民に感染する可能性があるという感染症の特性をふまえても、決して許されるものではなく、人権問題として法的責任が問われる場合もあることから、市は感染症に関する正しい理解を広め、偏見や差別が生

じないよう、平時から啓発を行うことが重要である。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によるインフォデミック（噂やデマが含まれた大量の情報が氾濫し、社会に影響を及ぼす現象）の問題が起り得ることから、AI 技術の進展・普及状況もふまえ、市民等のメディア・情報リテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、市民等への情報提供・共有する部分について整理する。その際、必要な情報を入手できるよう、子ども、高齢者、障がい者、外国人等への適切な配慮を行い、提供する内容や提供方法を精査する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、公的機関、関係機関や商工会及び事業者等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。
- ③ 市は、個人情報やプライバシーの保護を念頭におき、国及び県が示す感染症の発生状況等に関する公表基準に基づき、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、情報の受け手である市民等の反応や必要としている情報を把握し、双方向のコミュニケーションが適切に行えるよう、必要な体制を整備する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等発生時には、市民からの相談に応じられるよう、国及び県からの情報収集に努める。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生、または発生の疑いが生じた段階において、感染拡大に備えるためには、市民等に対し、新型インフルエンザ等の特性や対策の状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、適切な準備を促すことが必要である。具体的には、市民等が冷静に状況を把握し、適切な判断と行動をとることができるよう、市がその時点で把握している根拠ある正確な情報を収集、整理し、市民に対してわかりやすく、かつ双方向のコミュニケーションで情報・共有を行うよ

う努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等を助長しないよう配慮し、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し提供・共有することで市民等への不安軽減に努める。

2-1 市における情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその手段が多様であることをふまえ、平時（準備期）にあらかじめ定めた方法に基づき、あらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際には、個人の感染対策が社会全体の感染拡大防止につながることを周知するとともに、市民の行動変容につながる適切なメッセージを発信し、市民が冷静に対応できるよう促す。

また、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、情報取得に支援が必要な方へ配慮したわかりやすい表現や手段を用いた情報提供・共有を行う。

さらには、初動期において特に市民の関心が高い発熱外来等の受診体制に関する情報についても迅速に提供・共有を行う。

- ② 市は、市民が感染症対策に必要な情報を速やかに取得できるよう、市ホームページの充実や、SNS等を活用した発信体制の強化を図るとともに、市関係機関、商工会及び事業者等との情報共有体制をあらかじめ整備しておく。
- ③ 市は、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮しつつ、感染状況に関する情報については、国及び県が示す感染症の発生状況等に関する公表基準や方針に則り、適切な情報提供に努める。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いが認められた段階で、市民や関係機関の理解と協力を速やかに得ることが重要であることから、一方的な情報発信にとどまらず、SNSや市ホームページ、コールセンター等を活用し、市民等の不安や疑問の把握に努める。その上で、把握した反応をもとに、必要に応じて関係部署で情報を共有し、Q&Aに反映するなど、双方向を意識したリスクコミュニケーションを展開する。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症に関する誤解、不安や恐怖心が広がりやすい初動期において、感染者や医療従事者等への偏見・差別が生じないよう啓発に取り組むとともに、SNS等により拡散される偽・誤情報の流布に対する注意喚起を行い、正確な情報をわかりやすく発信するように努める。必要に応じて、相談窓口の開設や、関係

機関との連携体制を整え、冷静な対応と情報の信頼性確保に努める。

また、市内の学校や高齢者施設等においては、集団生活を営む場において感染が拡大するおそれがあることから、これらの施設に対し、感染症に関する正確な情報提供とあわせて、差別や偏見の防止に向けた啓発を行う。

第3節 対応期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に実施するためには、リスク情報及びその見解の共有を通じて、市民等が適切に判断し行動できるようにすることが重要である。このため、市は市民等の関心事や対策に対する理解をふまえ、共に感染拡大防止に主体的に関わる協力者として、主体的な行動につながるよう促す必要がある。具体的には、市が可能な限り科学的根拠に基づき、市民等の関心事項を考慮しつつ、その時点で把握している正確な情報を、迅速かつわかりやすく提供・共有する。その際には、できる限り双方向のコミュニケーションを基本としたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見や差別を許さず、感染症対策の妨げとなることのないよう配慮し、誤情報や誤解を招く情報の拡散を防ぐため、当該時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消に努める。

3-1 基本方針

3-1-1 市における情報提供・共有について

① 市は、市民等が受け取る情報媒体の種類がさまざまであるため、準備期にあらかじめ定めた方法をもとに、あらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することを含めて、市民等の行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、情報取得に支援が必要な方へ適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。

さらには、市民の関心が高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報についても引き続き市民へ情報提供・共有する。

② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国及び県、関係部局、指定地方公共機関等の情報を必要に応じて集約し、総覧できる市ホームページを運営する。

③ 市は、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮しつつ、感染状況に関する

情報については、国及び県が示す感染症の発生状況等に関する公表基準や方針に則り、適切な情報提供を行う。

3-1-2 双方向のコミュニケーション

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、市民や関係機関の理解と協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供にとどまらず、国及び県等の動向分析の情報や相談窓口等に寄せられた意見・質問等を通じて、情報の受け手である市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行う。
- ② 市は、国及び県から提供される Q&A 等の内容を参考に、相談窓口等の体制を整備・強化する。また、市民や関係者、事業者等から寄せられた意見や質問等の関心事項を整理し、適切に反映できるよう努める。
- ③ 市は、必要に応じて相談体制の継続的な運用を検討する。

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は感染の拡大に伴い、感染症に関する不確かな情報や、噂が流布されやすくなる対応期においても、引き続き感染者や医療従事者等への偏見や差別が生じないように、適切に対処することが重要である。

SNS 等を通じて拡散される偽・誤情報については注意喚起を行うとともに、最新の正確な情報をわかりやすく発信することを継続して取り組む。必要に応じて、相談センターの案内や、関係機関との連絡体制を強化し、市民が安心して情報を得られるよう環境整備を行う。

さらに、市内の学校や高齢者施設等においては、感染リスクが高い環境下での不安の増大や、誤解による偏見が助長されるおそれがあることから、関係部局等と連携し、科学的根拠に基づいた正確な情報提供と啓発を継続的に行い、差別や偏見の防止を図る。

3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、感染症の発生状況の変化や、病原体の性状（感染力・重症度・遺伝子型等）の変化に応じてリスク評価を実施し、対応方針の見直しを行う。

特に、国及び県からの科学的知見や指示、最新の情報を収集・共有し、感染拡大防止に資する適切な対応方針を迅速に判断、周知する。

また、感染の進行状況や市民の関心の変化等をふまえ、市民の理解や協力が得られるよう、わかりやすく、根拠に基づいた情報提供を行う。

市は、ワクチン接種等により市民の免疫獲得が進み、病原体の性状や、感染力が低下し国及び県が感染症への対応が一定の水準に達したと判断した場合には、

特措法による対応から、平時における基本的な感染症対策への移行を検討する。

その際、市民が移行に不安を感じる可能性もあることから、できる限り双方向のリスクコミュニケーションを継続し、根拠に基づいた情報提供を行いつつ、順次広報体制の縮小等を見直しを行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。国及び県の方針をふまえ、対策の実施に当たり、参考となる必要な指標やデータ等の整理を平時から行う。市民や事業者等に対し、有事におけるまん延防止措置への協力を得ながら社会的影響を軽減させる。

1-1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として市民に対し、実施される対策の内容やその意義についてわかりやすく周知広報を行う。あわせて、新型インフルエンザ等のまん延防止に当たっては、市民一人ひとりが感染予防に取り組むことの重要性や、実践的な訓練の必要性について理解が深まるよう努める。
- ② 市は、学校、公共施設や高齢者施設等と連携し、マスク着用等の咳エチケットや手洗いの慣行、人混みの回避といった基本的な感染予防行動について、普及啓発に努める。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。
- ③ 市は、県と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態措置における不要不急の外出自粛、施設の利用制限等について市民や商工会及び事業者等へ周知を行い、まん延防止対策に関する理解と協力の促進を図る。
- ④ 市は、平時より市、及び市関連施設における感染防止対策に必要な資材（マスク、消毒液等）の備蓄をする。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制の準備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。これにより重症患者の受け入れ体

制を整え、円滑な医療提供が可能となるよう、市としての初動対応体制の準備を行う。

2-1 市内でのまん延防止対策

市は、保健所等から感染が疑われる帰国者に関する情報提供があった場合には、情報を有効に活用する。

さらに市は、市内での感染症のまん延に備え、市の業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

<目的>

市内における新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制するため、まん延防止対策を適切に実施し、医療提供体制のひっ迫を回避して、市民の生命と健康を守ることを目的とする。その際、感染動向や関連データを活用し、迅速かつ柔軟に対策を講じ、市民生活や地域経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。

3-1

市は、まん延防止対策の実施に当たり、国及び県から提供される情報やリスク評価、専門家の意見等をふまえ、病原体の性状や感染の状況、変異株の出現状況等に応じて、適切な対策の選択と実施を検討する。

特に、対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動に対する制限などを通じて感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることを目指す。本市は県の南西部に位置しており都心へのアクセスも良いことから、人の往来により感染が拡大することが想定される。まん延防止対策を講じる際には、市民生活や地域経済活動への影響にも十分配慮し、市の地理的、社会的特性をふまえて対応するものとする。

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

市は、国や県の方針をふまえ、保健所、医療機関等と連携しながら患者及び濃厚接触者への対応を行う。

患者に対しては、療養に関する情報提供や、相談対応を継続的に行うとともに、必要に応じて生活支援に関する情報提供を行う。

また、濃厚接触者に対しては、健康状態の把握や感染拡大防止のための行動に関する情報提供を行い、関係機関と連携しながら円滑な健康観察が行われるよう支援する。

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

3-1-2-1 外出等に係る要請等

市は、地域の感染状況や施設の稼働状況をふまえ、感染リスクが高まる場面における市民の不要不急の外出自粛について、県や関係機関と連携しながら周知・要請を行う。

また、緊急事態宣言等が発出された場合には、外出制限や施設利用制限が必要となる場合について、市民の理解を得られるよう丁寧な情報提供に努める。

3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民に対して、手洗い、換気、マスク着用、人混みの回避などの基本的な感染対策を引き続き徹底するよう呼びかけるとともに、必要に応じて在宅勤務やオンライン会議等の活用を推奨する。

3-1-2-3 退避・渡航の自粛等に関する注意喚起

国及び県から感染症危険情報が発出され、渡航中止や移動の自粛が求められる状況となった場合には、関係情報を速やかに収集し、市民や市内関係団体に対し適切な注意喚起を行う。

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1 営業時間の変更や休業要請等

市は、必要に応じて、まん延防止等重点措置に基づき、感染拡大の防止を図るため、営業時間の変更等の協力を関係事業者に要請する。

また、国及び県の要請をふまえ、多数の市民等が利用する市内施設において、施設管理者や施設利用者に対し、人数制限や無観客開催、施設の使用停止（休業）等の必要な協力を求める。

3-1-3-2 まん延防止のための措置の要請

市は必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る対象事業者や施設管理者に対し、従業員に対する検査勧奨など、新型インフルエンザ等のまん延を防ぐために必要な措置について、国及び県と連携しながら要請を行う。

3-1-3-3 3-1-3-1 及び 3-1-3-2 の要請に係る措置を講ずる命令等

市は、正当な理由なく上記の要請に応じない場合や、特に必要があると認められる場合には、法令に基づき、関係事業者や施設管理者に対して命令等の対応を

行う。

3-1-3-4 その他の事業者に対する要請等

① 市は、事業者に対して、職場における新型インフルエンザ等の感染対策の徹底について協力要請を行う。

また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨、テレワーク、児童生徒の通う学校が臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖または休校）をした場合の保護者である従業員の配慮について、協力要請する。

② 市は、市内の高齢者施設等、感染リスクの高い施設を管理する者に対し、感染対策を強化するよう要請する。

③ 市は、多数の者が出入りする施設（公共施設、商業施設等）の管理者に対し、感染リスクが高まる場所における人数制限等の感染対策の徹底について、協力を求める。

④ 市は、市民や事業者等に対し、感染が拡大している地域と不要不急の往来の自粛を呼びかける。

3-1-3-5 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況や病原体の性状をふまえ、必要に応じて市内の学校や保育施設等の管理者に対し、感染対策の実施に資する情報の提供・共有を行うとともに、「学校保健安全法」に基づく臨時休業を地域の感染状況等に応じて適切に実施するよう要請する。

3-1-4 公共交通機関に対する要請

市は、公共交通機関等の運行事業者に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけや、適切な感染対策の実施について協力を依頼する。

3-2 時期に応じたまん延防止対策実施の考え方

3-2-1 発生の初期段階

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限りがあること、新型インフルエンザ等の有効な治療法が確立していないこと、及び感染症拡大に対する免疫が未だ十分でないこと等をふまえ、医療体制の負荷を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、上記3-1-1に掲げる患者や濃厚接触者への対応に加え、人と人との接触機会を減らす対策を講じる。このため、市は必要に応じて国及び県の対応方針に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発出がされる場合には、上記3-1の対策の中でも特に強度の高いまん延防止対策を実施する。

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

国及び県の分析結果及びリスク評価の内容をふまえ、市としての対応の必要性や実施内容について検討する。

- ① 病原性及び感染力がいずれも高い場合、重症化リスクが非常に高く、感染者の増加が見込まれるため、国及び県の方針に基づき、強度の高いまん延防止対策を講ずる。
- ② 病原性が高く、感染力が高くない場合は、基本的には上記3-1-1に掲げる対応を徹底し、感染拡大防止に努める。
- ③ 病原性が高くなく、感染力が高い場合は、基本時には上記3-1に掲げる対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しながら自宅療養、宿泊療養の体制を確保する。

医療提供体制のひっ迫のおそれが生じた場合には、市は県等に対し、支援を強化するよう要請する。

3-2-3 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや若者、高齢者など、感染または重症化のリスクが高い特定のグループに対しては、国及び県の方針をふまえ、市としても地域の状況に応じた適切な感染症対策を行う。例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合には、保育施設や学校等における対策を学校管理者や関係機関と連携しながら対策を講じるほか、保護者等からの感染リスクに配慮した対策を行う。また、子どもの生命と健康を守るため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3-5の学級閉鎖や休校等の要請を行う。

3-2-4 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発・普及により感染症の重症化リスクが下がったと判断される場合には、上記3-1に掲げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施し、特措法によらない基本的な感染症対策への移行を検討する。

3-2-5 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じて次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるように、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制の整備に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえ、ワクチンの接種体制について市民への円滑接種ができるよう、関係機関との連携体制の確認や、必要な準備を行う。

1-1 ワクチンの供給体制の整備

市は、県の要請をうけ、保健所、管内医師会や薬剤師会、ワクチン販売業者等関係団体と協議の上、ワクチンを確実に確保できるよう以下の体制を整備する。

ア 市内外の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を短期間で把握することが可能な体制

イ ワクチンの偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

ウ 県及び保健所、近隣市等との連携の方法及び役割分担

市は、実際にワクチンを供給するに当たり、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握を行うほか、医療機関単位のワクチン配分量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの配分量を想定しておく。

また、市は集団接種等の実施に備え、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備物品】	【医師・看護師用物品】	【文房具類】	【会場設営物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> ボールペン	<input type="checkbox"/> 机
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L)	<input type="checkbox"/> 油性ペン	<input type="checkbox"/> 椅子
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 聴診器	<input type="checkbox"/> コピー用紙(A3,A4)	<input type="checkbox"/> スクリーン
<input type="checkbox"/> 医療用廃棄容器、針専用廃棄容器	<input type="checkbox"/> 駆血帯	<input type="checkbox"/> 日付印	<input type="checkbox"/> ホワイトボード
<input type="checkbox"/> 医療用手袋	<input type="checkbox"/> 血圧計	<input type="checkbox"/> スタンプ台	<input type="checkbox"/> 看板
<input type="checkbox"/> 駆血帯	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子	<input type="checkbox"/> はさみ	<input type="checkbox"/> 延長コード
<input type="checkbox"/> 血圧計等	<input type="checkbox"/> 膿盆	<input type="checkbox"/> 養生テープ	<input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷蔵庫・冷凍庫
<input type="checkbox"/> 聴診器			<input type="checkbox"/> 保冷剤、保冷バッグ

1-2 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

1-2-1 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続きについて、国が行う事業者に対する周知に協力する。

1-2-2 登録事業者の登録

市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続きについて、必要に応じ、国に協力する。

1-3 接種体制

1-3-1 全般

市は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、国及び県の整理をふまえつつ、管内医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行うとともに、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備をする。

1-3-2 特定接種

1-3-2-1 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働省に指示し、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

ア 「医療の提供の業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」

を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- イ 国家公務員及び地方公務員のうち、
 - a 新型インフルエンザ等の発生により、対応が必要となる職務に従事する者
 - b 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者
 - c 民間の登録事業者と同様の職務に従事する者
- である。

また、特定接種の対象となり得る者として政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、市に係るものは、別表1「特定接種の対象となり得る業種・職務について」（49ページ参照）のとおりである。

1-3-2-2 特定接種の接種体制

特定接種については、準備期から接種体制の構築を図るとともに、発生から早期に接種の準備を行い、接種を開始することが必要である。

- ア 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第3項による予防接種とみなし、同法の規定を適用し実施する。
- イ 特定接種は、登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事している者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体として接種を実施し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、特措法第65条の規定に基づき、その実施について責任を有する者が支弁する。
- ウ 接種に係る費用については、特措法第65条の規定に基づき、その実施について責任を有する者が支弁する。
- エ 接種費用等については、接種に係るコスト等が適切に評価されるよう設定する。

1-3-2-3 準備期における準備

- ア 特定接種対象者に対し、速やかに接種を開始することが求められるものであるため、準備期から早期に接種体制を構築できるよう準備を行う。
- イ 接種を行う地域の医療機関とあらかじめ発生時に接種に協力する旨の協定を結ぶ等により、接種体制を構築する。企業内診療所を有する登録事業者

においては、必要に応じて接種できるよう体制を整備する。ただし、接種体制の確保が困難な場合には必要に応じ、県や保健所、医師会等の協力を得て事業者を支援する。

ウ 医療従事者への特定接種は、勤務する医療機関において実施することとなるため、当該医療機関で接種体制を構築する。

エ 特定接種の対象となり得る国家公務員や地方公務員については、その所属機関が接種体制の構築を図る。

1-3-3 住民接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項による臨時接種）

接種の対象者は接種を希望する市民全員が基本となるが、パンデミックワクチンの供給開始から全市民分の供給までには一定の期間を要するため、準備期に新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を国が決定する。参考となる基本的な考え方を以下に示す。

- ① 特定接種が行われない場合は、まず新型インフルエンザ等の患者の診療や、直接従事する医療従事者から接種する。
- ② 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合の接種順位については、国の決定事項に基づいて接種する。
- ③ 住民接種の対象者について、以下のアからエまでの4群に分類する。
 - ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - a 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中または通院中の者をいう。厚生労働省は、発生した新型インフルエンザ等による病状をふまえ、発生時基準を示すとしている。
 - b 妊婦
 - イ 小児（1歳未満の乳児の保護者及び身体的な理由により予防接種を受けられない小児の保護者を含む。）
 - ウ 成人・若年者
 - エ 高齢者（65歳以上）
- ④ 接種順位については、国の決定事項に基づいて接種する。

1-3-3-1 住民接種の接種体制

市は、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、接種体制の構築を図る。

- ① 準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接

種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と接種体制について検討を行う。

また、必要に応じて接種会場等において円滑な接種を実施できるようシミュレーションを行うなど、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- I 接種対象者数
- II 市の人員体制の確保
- III 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- IV 接種場所の確保（医療機関、市内公共施設、学校等）
- V 接種に必要な資材等の確保
- VI 国及び県、近隣市や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- VII 接種に関する市民への周知方法の策定

- ② 市は、医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、シミュレーションを行う。また、高齢者施設の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市は関係部局が連携して接種体制を検討する。

表：接種対象者の試算方法の考え方

住民接種対象者試算方法			備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1～6歳未満)	D	
乳児(1歳未満)	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6～18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

- ③ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（個別、集団）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ医療従事者数を算定する。市は個別接種・集団接種のいずれの場合においても地域の医師会や医療機関等の協力のもと、接種体制を構築するため事前に合意を得るよう努める。
- ④ 市は、接種場所の確保について、各医療機関（接種会場）の対応可能人数等を

推計するほか、接種会場のレイアウトについては人の滞留が起こらないよう配置に留意するよう努める。また、調整後のワクチンの保管においては室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、管内医師会等と委託契約を締結し、運営を行うことも想定しておく。

- ⑤ 市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関との委託契約を通じて、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を、県と連携しながら取り組む。市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国及び県が示す具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制構築や、接種場所、接種時期の予約方法等の周知など、円滑な接種が実施できるよう準備を行う。

1-4 情報提供・共有

1-4-1 市民への対応

WHOは「世界的な健康に対する脅威」のひとつとして「ワクチン忌避(Vaccine Hesitancy)」を挙げており、予防接種に関するコミュニケーションの重要性が指摘されている。こうした状況をふまえ、市においても平時から市民に対してわかりやすく、正確な情報提供を行う。

特に定期の予防接種については、非接種者及びその保護者（小児の場合など）にとって理解しやすい形で情報を発信するとともに、接種に対する疑問や不安の把握に努め、それに応じたQ&Aの提供など、双方向の対応を推進する。

1-4-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体と連携し、適切かつ効率的な予防接種の実施、健康被害救済制度の活用、市民への情報提供などを行う。

1-4-3 衛生部局以外の分野との連携

市の衛生部門は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者のみならず、他の部局との連携強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種の推進においては、教育委員会との連携が不可欠であり、就学時健康診断等の機会を活用し、必要に応じ学校を通じて情報提供や依頼を行う。

1-5 DXの推進

- ① 市は、国のシステム基盤等を活用し、ワクチン接種や記録等の共有を迅速かつ正確に行えるよう、関係機関と連携し、平時から体制の整備を進める。
- ② 接種対象者がスマートフォン等により接種時期を適切に把握できるよう、必要な体制の構築を検討する。
- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関が、必要な情報を的確に把握・活用できるよう、電子的な情報連携の環境整備や、マイナンバーカードの活用促進、接種歴の登録等に取り組む。

さらに市民が誤って接種対象でない医療機関に来院するなどのミスマッチが生じないように、関係機関と連携し、環境整備を行う。

第2節 初動期

<目的>

準備期に計画した接種体制等を活かし、速やかな予防接種につなげる。

2-1 ワクチンの供給体制

市は、準備期1-1において必要と判断した資材について、適切に確保する。

2-2 接種体制

2-2-1 市民への早期の情報提供・共有

市は、国及び県から提供されたワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法や必要な予算措置等の情報について、速やかに市内関係機関や市民に提供・共有する。

2-2-2 接種体制の構築

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関の協力を得ながら、円滑な接種体制の構築に取り組む。また、県や保健所と連携を図り、必要に応じて集団接種会場の確保に関する準備を行う。

2-2-3 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うために必要があると認められる場合には、医療関係者に対して必要な協力を依頼・要請する。また、医療従事者が不足する場合には、歯科医師等に対し、接種協力を求めることについて検討する。

2-2-4 特定接種の接種体制

接種には、多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。医療従事者の確保ができないような場合は、特措法第31条の規定に基づき、市は県に対し、特定接種の実施に関して必要な協力の要請を行う。

2-2-5 住民接種

市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

2-2-5-1 住民接種の接種体制

① 人員体制の確保

市は、接種の準備に当たっては、予防接種業務担当課の業務量が大幅に増加するため、全庁的な実施体制の確保を行う。予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について必要な職員数と人員リストの作成、業務内容に係る事前説明会の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、必要な人員の確保及び配置を行う。接種の円滑な実施を図るためにも県や保健所、医師会等と連携して行うとともに、コールセンターやデータ入力等については外部委託を積極的に活用するなど、業務負担の軽減策を検討する。

さらに、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得てその確保を図る。医療従事者の確保ができないような場合は、特措法第31条の規定に基づき、市は県に対し、住民接種の実施に関して必要な協力の要請を行う。

② 接種場所の確保

市は、接種が円滑に行われるよう、実情に応じて医師会、市内医療機関等と協議を行う。あわせて診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多くの市民への接種を実施できる体制を確保する。

また、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市は関係部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

さらに市は、医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場においてワクチンの配

送や予約 管理、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

第3節 対応期

<目的>

市は、迅速な予防接種を実施できるよう、必要な体制を整備し、柔軟に対応できる運用体制を確保する。

3-1 ワクチン等の供給体制

市は、国及び県から示されるワクチンの供給量や納入予定に基づいて、円滑な接種実施が可能となるよう、接種会場や医療機関への配分計画を作成する。また配分・配送に関する情報は、国及び県が構築するシステム等を活用して適切に管理する。

市は国及び県から提供される最新の情報をもとに、必要に応じてワクチン供給計画を見直し、安定的なワクチン供給に努める。さらに市は、ワクチンの在庫状況を把握し、供給の滞りや偏在が見込まれる場合には、関係機関と連携・調整を行い、適切な対応に努める。

3-2 接種体制

3-2-1 全般

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等と連携し、初動期に構築した接種体制に基づき、円滑なワクチン接種を実施する。

また、市は新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国より追加接種の実施が判断された場合は、混乱なく円滑に接種が進められるよう、関係機関と連携し接種体制の継続的な整備に努める。

また、国及び県が定めるワクチン接種の優先順位に基づき、医療従事者やエッセンシャルワーカー等への接種を迅速かつ確実にを行う。また、国及び県から方針が示された場合には、関係機関等への周知や市民への情報提供を迅速に行う。

3-2-2 特定接種

3-2-2-1 公務員に対する特定接種の実施

国が特定接種の実施を決定した場合には、市は国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員の対象者に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-3 住民接種

3-2-3-1 住民接種の準備

市は、国及び県と連携し、接種体制の準備を行う。

3-2-3-2 住民接種体制の構築

市は、希望するすべての市民が予防接種を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-2-3-3 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、予防接種を開始する。さらに市民に対し、接種に関する情報を提供・共有する。

また、市民への接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。さらに、接種場所や接種日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、市ホームページや SNS を活用して周知することとする。スマートフォン等の活用が困難な者には接種券を発行し、広報紙等への掲載周知をするなど、紙での対応を行い接種機会を逸することのないよう対応する。

3-2-3-4 接種体制の拡充

市は、感染状況をふまえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種できるよう、市の担当部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-3-5 接種記録の管理

市は、市民の接種誤り等の防止や接種記録の閲覧ができるよう、システム基盤等を活用し接種記録の適切な管理を行う。

3-3 副反応疑い報告等

3-3-1 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国及び県との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-2 健康被害に対する速やかな救済対応

健康被害予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、市は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに医療手当等の給付を行う。また、市民へ予防接種による健康被害救済制度についての周知を図る。

3-4 情報・共有

市は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等に関する理解を市民に促すための広報を行う。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性や安全性、接種に伴う副反応やその頻度、副反応疑い報告制度及び健康被害救済制度等の情報について、市民にわかりやすく提供し、積極的なリスクコミュニケーションに努める。市民が正確な情報に基づき接種について適切に判断できるよう、科学的根拠に基づいた情報発信の徹底を図る。

第5章 保健

第1節 準備期

<目的>

市は、感染症の発生に備え、担当課を中心に地域の医療機関や関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、感染症サーベイランス等により地域の感染状況を的確に把握し、情報提供や分析に努める。

また、感染症対応に必要な人材の確保・育成、関係機関との訓練等を通じて、感染症発生時に迅速に対応できる体制を整える。

さらに市は、県や保健所と連携しながら役割分担の明確化や連絡体制の確認等を行い、感染症発生時の業務量増加にも柔軟に対応できる体制を構築する。必要に応じて保健所や衛生研究所からの支援者を受けつつ、有事に備えた情報共有と連携の基盤整備を進める。

1-1 人材の確保

- ① 市は、感染症対応が可能な保健師等の専門職を含む人材の確保に努めるとともに、必要に応じて国及び県、関係団体との連携により人材派遣等の体制を整備する。
- ② 市は、県や保健所等による感染症発生の公表から1か月間の動向を見据えた人員体制の検討を行う。

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、あらかじめ感染症対応に必要な業務の洗い出しと業務継続計画を策定し、必要な職員体制の整備に取り組む。
- ② 市は、保健所や医師会等関係機関と連携し、平時から接種体制や検査体制等に係る体制整備を行う。
- ③ 市は、保健師や事務職の業務分担の見直し、外部委託等の活用、DXの推進等により、感染症対応時に業務が円滑に継続できる体制の構築を図る。

1-3 多様な主体との連携体制の構築

市は、感染症発生時に備え、平時から保健所や医療機関、消防局、医師会等の関係団体や専門職能団体との意見交換や必要な調整を行い、地域における連携体制の強化に努める。

また、市は関係機関との会議等を通じて、入院調整の方法や医療人材の確保、検査体制、情報共有の仕組み、感染症患者の搬送体制、医療機関の役割分担について協議を行い、関係者間で共有する。

さらに、感染症のまん延や重症患者の発生に備え、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合を想定し、療養者への食事提供体制や宿泊施設の確保など、地域の民間宿泊事業者等と連携した受け入れ体制を構築する。

加えて、必要に応じて総合調整機能を担う部署と連携し、地域全体で円滑な医療提供体制を確保できるよう、関係機関と調整を行う。

1-4 業務の体制整備

市の担当課は、県が行う健康観察に協力する体制を整備する。

また、必要に応じて交代要員を含む人員体制や業務の調整を行うほか、感染症対応業務に従事する職員等へのメンタルヘルス支援体制の整備に努める。

さらに市は、外部委託の活用や、他市町村との協力体制も視野に入れ、健康観察の実施体制を整える。

第2節 初動期

<目的>

初動期は、市民が不安を感じ始める時期であり、この段階から迅速に対応準備を進めることが重要である。

市は、業務継続計画等に基づき関係部局と連携しながら、感染症有事体制への移行準備を進めることで、新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表後に速やかに対応できる体制を整える。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することで、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 感染症有事体制への移行準備

市は、今後の感染状況の変化を見据え、関係機関との連携のもと感染症有事体制への移行に必要な医療・情報体制の整備に取り組む。

2-2 市民等への情報発信・共有の開始

市は、感染症の発生国・地域からの帰国者や有症状者の対応ができるよう、市民に対し国及び県が設置する相談センター等についての情報提供を行うとともに、必要に応じて感染症指定医療機関への受診につながるよう、これを周知する。

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した際には、国及び県等が定める方針等に基づき、保健所等と連携しながら市として求められる業務に必要な体制を確保し、役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

3-1 主な対応業務の実施

市は、業務継続計画や準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づいて県や保健所、医療機関や関係機関等と連携して以下に記載する感染症対応業務を実施する。

3-1-1 相談対応

市は、感染したおそれのある市民に対して当該者の症状、基礎疾患等の有無等をふまえ、必要に応じて相談センターや発熱外来等の受診につなげる。

3-1-2 健康観察及び生活支援

- ① 市は、新型インフルエンザ等の患者等を把握し、当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や流行状況等を把握した上で、当該患者等に対して自宅または宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して外出自粛要請を行う。また、市は県が行う健康観察に協力する。
- ② 市は、必要に応じて当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら、食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供とパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。

3-1-3 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解が深まるようわかりやすい情報提供を行う。

また、市は、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、情報発信に当たって配慮が必要な市民のニーズに応えられるよう、工夫して感染症対策や各種支援策の周知広報を行う。

3-2 感染状況に応じた取組

3-2-1 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後、おおむね1か月までの時期

市は流行開始を目途に感染症有事体制へ切替え、業務継続計画に基づく感染症有事における人員体制を整備するとともに、県から職員派遣要請があった場合には協力する。

3-2-2 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後、1か月以降

市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制等に基づき実施する。

3-2-3 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

市は、感染症有事の体制等の段階的な縮小について国及び県から要請があった場合には、実情に応じて検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い、留意すべき点（感染症対策の見直し等）について、市民に対し丁寧に情報提供・共有を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、有事において感染防止対策を円滑に実施するために欠かせないものである。市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

1-1 体制の整備

市は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化等を円滑に進めるため、国及び県や関係機関との連絡、情報共有体制を整備する。

1-2 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画、業務継続計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的な備蓄状況等を確認する。なお、備蓄については災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 市は、定期的に感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、国及び県の支援・助言を活用し、計画等に定める個人防具の備蓄の推進及び維持に取り組む。

1-3 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄

市は、国及び県の支援のもと必要に応じ、市内医療機関及び社会福祉施設への個人防具の支援を可能な限り行う。

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療や感染対策に支障をきたすことがないよう、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、感染症発生後、速やかに備蓄状況を確認し、対応期に耐えうる数を十分に確保する。

2-2 円滑な供給に向けた準備

市は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合においては、感染症対策物資等の販売事業者へ計画的に発注する等、必要量を安定的に確保するよう努める。

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を継続的に確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴をふまえた上で、必要な感染症対策物資等を提供できるよう、随時備蓄状況を確認する。

3-2 不足物資の供給等の適正化

市は、感染症対策物資等の供給が不足している場合、または今後不足するおそれがある場合には、当該感染症対策物資等の販売事業者に対し供給要請や協力要請をする。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した際には、市民の生命や健康が脅かされるとともに、市民生活や地域経済活動にも大きな影響が及ぶおそれがある。市は、自ら必要な準備を行いながら商工会及び市内事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関や登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。これらの準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等が発生した際、市民生活及び地域経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国、県や保健所、市に関係する指定地方公共機関、関係事業所等との間で、連絡窓口となる部署及び担当を決め、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や、市部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等発生の際、支援実施に係る行政手続きや支援金等の給付、交付等について、DXを活用した仕組みの整備を行う。その際、高齢者や外国人等にも情報が届くよう配慮する。また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、不公平が生じないように留意して対応する。

1-3 新型インフルエンザ等発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1 業務継続計画の策定の勧奨及び支援

① 市は、市内事業者における感染症対策の実施及び事業継続のため、商工会や医療・福祉・生活関連サービス等の市内関係業界団体へ可能な範囲で新型インフルエンザ等発生時の業務継続計画の策定や感染症対応訓練を行うことを勧奨するとともに、必要な支援を行う。

② 市は、①の団体に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場におけ

る感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等、事前の準備を行うよう協力を依頼する。

1-3-2 柔軟な勤務形態の導入準備の勧奨

市は、市内事業者に対し、新型インフルエンザ等が発生した際にはオンライン会議やテレワーク、時差出勤等の取組が国及び県から推奨される可能性があることを周知し、準備を検討するよう勧奨する。

なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合には、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

1-4 物資及び資材の備蓄等

① 市、及び市内関係業界団体は、市行動計画または業務継続計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品を備蓄する。

なお、備蓄品は、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、市内事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄を行うことを勧奨する。

1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生の際は、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援、搬送、死亡時の対応及び要配慮者の把握等について、国及び県と連携して具体的手続きを決めておく。

1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

<目的>

市は、感染症発生に備え必要な対策の準備を行い、市内事業者や市民へ事業継続の感染対策等の準備を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 市は、新型インフルエンザ等が発生した際には感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、市内事業者に対し従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる従業員への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- ② 指定地方公共機関は、その業務計画等に基づき、事業継続に向けた準備を行う。

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけ

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者として適切な行動を呼びかける。

第3節 対応期

<目的>

市は、準備期における対応をふまえ、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置によって生じる影響を最小限に抑えるため、必要な支援や対応策を講じる。

指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生時において、対策の実施や自らの業務の継続を通じて、市民生活及び地域経済活動の安定に貢献する。それぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済活動の安定確保を図る。

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル予防、子どもの発達、発育に関する影響の対応等）を講ずる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）や、県等の要請を受け、搬送及び死亡時の対応を行う。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限や臨時休業の要請等がなされた場合には、必要に応じて教育及び学びの継続に関する必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び地域経済の安定を図るため、生活関連物資の安定的な供給や、価格の高騰を抑制するため、必要に応じて関係業界団体等と連携し供給状況や価格動向の把握に努める。
- ② 市は、生活関連物資の需要や価格動向等の情報について、県や関係機関と連携しながら速やかに収集・共有するとともに市民からの相談に対応する。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定めた市行動計画等に基づき、必要な対応を講じる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う緊急事態において、生活関連物資の価格高騰や供給不足が生じ、特に重要な物資の確保が困難な場合には、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期に講じた対応を継続するとともに、感染症の影響により死亡者数が増加した場合には、以下のような対応を実施する。

- ① 死亡者が増加し、火葬までの待機が生じる場合には、遺体を一時的に安置するための施設や場所を確保する。
- ② 火葬や埋葬に関する情報を把握し、関係機関と連携して遺体の搬送や手続きに係る調整を行い、可能な限り火葬場の経営者等に稼働させるよう要請する。

3-2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 市は、市内事業者に対し、従業員の健康管理と職場における感染症対策の実施について協力を要請する。
- ② 市は、事業継続に資する情報（感染症対策、感染が疑われる従業員への対応等）について、国及び県からの情報を適宜更新しながら商工会及び事業者等へ提供する。

3-2-2 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等の感染拡大による市内事業者の経営や市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、関係機関と連携しながら必要に応じて財政支援や相談体制の整備、支援制度の周知など、円滑な支援を行う。

3-2-3 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

【別表 1】 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者または新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1 に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障がい福祉サービス事業、障がい者支援施設、障がい児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業・患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字 情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(経済産業省)
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	－	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	－	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	－	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(国土交通省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LP ガスを含む)の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。)の販売	(農林水産省) (経済産業省)

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業・精穀・製粉業・パン・菓子製造業・レトルト食品製造業・冷凍食品製造業・めん類製造業・処理牛乳・乳飲料製造業・(育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LP ガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省) (厚生労働省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

* 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

* 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は、以下のいずれかに該当する者である。

- 区分1 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
(=新型インフルエンザ等の発生により生ずるまたは増加する職務)
- 区分2 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務
- 区分3 民間の登録事業者と同様の職務

区分1 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
県対策本部の事務	区分1	県
対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	市
対策本部の事務	区分1	市
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
市民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県 市
地方議会の運営	区分1	県 市

区分2 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	(法務省)
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備	区分2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分1	県警察本部
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	
救急	区分1	(消防局、市)
消火、救助等	区分2	
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療	区分1	(防衛省)
家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送	区分2	
その他、第一線(部隊等)において国家の危機に即応して対処する事務		
自衛隊の指揮監督		

区分3 民間の登録事業者と同様の業務

特定接種の対象となり得る職務	担当機関
(1) 特定接種の登録事業者の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務	(県、市)

用語集（五十音順に掲載）

一般事業者

登録業者（用語集に掲載）以外の事業者。

関係事業者

医療、福祉、物流、ライフライン等、新型インフルエンザ等発生時期において、市民生活の維持や社会機能の維持に特に関係する事業者。

感染症危機

新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命・健康・生活・経済に重大な影響を及ぼす事態。

感染症サーベイランス

感染症の発生状況を継続的に把握・分析し、拡大防止や対策に役立つための監視体制。感染症法に基づき、国や都道府県、保健所などが情報を収集・分析・公表している。

感染症指定医療機関

感染症法第6条に規定する特定・第一種・第二種感染症指定医療機関を指す。

緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、新型インフルエンザ等の全国的まん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態を認めたときに発出される宣言。

緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する措置。外出自粛や施設使用制限等を要請することを含む。

緊急物資

特措法第46条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

業務継続計画（BCP）

不測の事態発生時でも重要事業を継続または早期復旧させるための方針・体制・手順を定めた計画。

指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

市内関係業界団体

市内に所在又は活動基盤を有し特定の業種・業界に属する事業者で構成されている団体。

市内事業者

市内に事業所・営業所を有し、事業活動を行う業者。

事業者

営利・非営利を問わず、事業活動を行う法人、個人事業主その他の団体。

住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

新興感染症

これまで人に感染したことがなかった、または発生や流行が確認されていなかった感染症で、新たに出現したものと再認識された感染症をいう。

相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民が適切に判断・行動することができるよう、一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共

有して行うコミュニケーション。

登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている業者。

特定新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の中でも、特に重大な影響を及ぼすおそれがあると国が判断した場合に講じる対策のこと。

特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

パルスオキシメーター

皮膚を通して動脈血酸素飽和度（SpO₂）と脈拍数を測定するための装置。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザなど、パンデミック（世界的流行）を起こしている特定のウイルス株に対応して製造・使用されるワクチンのこと。実際に流行が始まった後に、その流行株のウイルスをもとに開発・製造される。

フレイル

身体的・精神的・社会的に脆弱な状態で、自立障害や健康障害のリスクが高い状態。

有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

リスクコミュニケーション

感染症の発生や拡大に伴うリスクについて、市・関係機関・住民等が情報を共有し、相互理解を図り、適切な行動につなげるための情報のやり取りをいう。

ワンヘルス

人や動物の健康、環境の健全性は、相互に密接に関係しているという考え方。